# 感染症の分類と提出書類・登園再開の目安について

2026.10　柏みどりこども園/保育園/みどりの木

次の表にある病気にかかった時は、「出席停止」となるため、登園することはできません。

| 病名 | 登園再開の目安 |
|---|---|
| **再登園時に医師による『意見書』が必要な病気** | |
| **麻しん(はしか)** | 熱が下がり、３日経過していること |
| **風しん(三日ばしか)** | 発疹が消えていること |
| **水痘(水ぼうそう)** | すべての発疹がかさぶたになっていること |
| **流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ、ムンプス)** | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| **結核** | 全身の症状が回復し、主治医の許可が出ていること |
| **咽頭結膜熱<br>プール熱（アデノウィルス）** | 発熱、咽頭および結膜の症状がなくなり、２日経過していること |
| **流行性角結膜炎<br>はやり目（アデノウィルス）** | 結膜炎の症状が消失していること |
| **百日咳** | 特有の咳がなくなっていること<br>または５日間の適正な抗菌剤による治療が終了していること |
| **腸管出血性大腸菌感染症<br>(O-157、O-26、O-111など)** | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| **急性出血性結膜炎** | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| **侵襲性髄膜炎菌感染症** | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| ↓意見書は必要ないが『経過報告書』の提出が必要↓ | |
| **インフルエンザ** | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過していること<br>(発症した日、解熱した日の翌日を１日目とする) |
| **新型コロナウイルス** | 発症した後５日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過していること<br>(発症した日、症状軽快した日の翌日を１日目とする) |

以下、出席停止ではなく「病気欠席」となります。

| **保護者記入による『登園届』で良い病気<br>(意見書は不要です)** | |
|---|---|
| **溶連菌感染症** | 抗菌薬内服後２４時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれていること |
| **マイコプラズマ感染症** | 発熱や特有の咳が軽快していること |
| **手足口病** | 発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること |
| **伝染性紅斑(りんご病)** | 全身状態が良いこと |
| **ウィルス性胃腸炎<br>(ノロ・ロタ・アデノウィルス等)** | 嘔吐・下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が回復していること |
| **ヘルパンギーナ** | 発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること |
| **ＲＳウィルス感染症** | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| **帯状疱疹** | すべての発疹がかさぶたになっていること |
| **突発性発しん** | 解熱し機嫌が良く、全身の状態が良いこと |

| **園にお知らせして欲しい病気<br>(意見書・登園届は不要です)** | |
|---|---|
| **アタマジラミ** | 駆除を開始していること |
| **疥癬（かいせん）** | 駆除を開始していること |
| **伝染性軟属腫（水いぼ）** | 衣類、包帯などで覆う。 |
| **伝染性膿痂疹(とびひ)** | 広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快していること<br>顔など覆うことができない場所にびらんがなくなっていること |
| **ヒトメタニューモウイルス** | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| **Ｂ型肝炎** | ＨＢワクチンの接種を受けること |
| **アデノウィルス感染症（かぜ）** | 解熱し、全身の状態が良いこと |

※記載のない、その他の感染症になった場合、登園再開については主治医の指示にしたがってください。
　その場合も、医師による『意見書』が必要となります。

※柏市の公立保育園の書式と同じものを使っています。